

別添 1

別添1

改正災対法施行規則第6条に規定される 緊急通行車両の確認の申出に係る添付書類

条文	指定行政機関等自体が所有（車検証の使用者）の車両				契約等により指定行政機関等が災害応急対策に使用する他事業者等の車両 (指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は災害発生時に他の関係機関・団体等から指定行政機関等が調達する計画等がある車両)			
	従前の事前届出済証が「ある」場合 (従前の事前届出済証とは、「緊急通行車両等事前届出済証」を指す。以下同じ)		従前の事前届出済証が「ない」場合		従前の事前届出済証が「ある」場合		従前の事前届出済証が「ない」場合	
	災害発生前に確認申出	災害発生後に確認申出	災害発生前に初めて確認申出	災害発生後に初めて確認申出	災害発生前に確認申出	災害発生後に確認申出	災害発生前に初めて確認申出	災害発生後に初めて確認申出
第六条 令第三十三条第一項又は第二項の申出は、別記様式第三の申出書を提出して行うものとする。	必要	必要	必要	必要	必要	必要	必要	必要
参考:原動機付自転車(以下「原付」という)にかかる確認の申出を受けた場合の取扱い	原付も確認の対象となることから同様に申出を受け付ける。	原付も確認の対象となることから同様に申出を受け付ける。	原付は、原則として確認の対象ではないことから受け付けないが、地域性等を鑑みて必要性が認められる場合は申出の提出を受け付ける。	原付は、原則として確認の対象ではないことから受け付けないが、地域性等を鑑みて必要性が認められる場合は申出を受け付ける。	原付も確認の対象となることから同様に申出を受け付ける。	原付も確認の対象となることから同様に申出を受け付ける。	原付は、原則として確認の対象ではないことから受け付けないが、地域性等を鑑みて必要性が認められる場合は申出を受け付ける。	原付は、原則として確認の対象ではないことから受け付けないが、地域性等を鑑みて必要性が認められる場合は申出を受け付ける。
二 前項の申出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、 <b>やむを得ない事由</b> があるときは、この限りでない。		【想定される「やむを得ない事由」とは】 ・例えば、災害発生時に、指定行政機関等からの急きよの要請により災害応急対策を実施するための車両として使用されることとなる場合等		【想定される「やむを得ない事由」とは】 ・例えば、災害発生時に、指定行政機関等からの急きよの要請により災害応急対策を実施するための車両として使用されることとなる場合等		【想定される「やむを得ない事由」とは】 ・例えば、災害発生時に、指定行政機関等からの急きよの要請により災害応急対策を実施するための車両として使用されることとなる場合等		【想定される「やむを得ない事由」とは】 ・例えば、災害発生時に、指定行政機関等からの急きよの要請により災害応急対策を実施するための車両として使用されることとなる場合等
1 申出に係る車両の自動車検査証（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第六十条第一項の自動車検査証をいう。）又は軽自動車届出済証（同法第三条の軽自動車の使用者が同法第九十七条の三第一項の規定により届け出たことを証する書類をいつ。）の写し	必要	必要	必要	必要	必要	必要	必要	必要
【当該書類としての判断基準】 指定行政機関等による災害応急対策に当該車両が必要であることを客観的に認められる記載があるかどうか	ただし、従前の緊急通行車両等事前届出を行った際、本号書類に該当する書類を提出していた場合は、改めて提出することは不要とすることができる。  ※ 原付を受け付けた場合は、「原動機付自転車標章交付証明書」の写しの添付を求める。(右欄全共通事項)	ただし、従前の緊急通行車両等事前届出を行った際、本号書類に該当する書類を提出していた場合は、改めて提出することは不要とすることができる。			ただし、従前の緊急通行車両等事前届出を行った際、本号書類に該当する書類を提出していた場合は、改めて提出することは不要とすることができる。	ただし、従前の緊急通行車両等事前届出を行った際、本号書類に該当する書類を提出していた場合は、改めて提出することは不要とすることができる。	ただし、従前の緊急通行車両等事前届出を行った際、本号書類に該当する書類を提出していた場合は、改めて提出することは不要とすることができる。	ただし、従前の緊急通行車両等事前届出を行った際、本号書類に該当する書類を提出していた場合は、改めて提出することは不要とすることができる。
2 申出に係る車両が、令第三十二条の二第二号の災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることを確かめるに足りる書類	必要	必要	必要	必要	必要	必要	必要	必要
【当該書類としての判断基準】 指定行政機関等による災害応急対策に当該車両が必要であることを客観的に認められる記載があるかどうか	ただし、従前の緊急通行車両等事前届出を行った際、本号書類に該当する書類を提出していた場合は、改めて提出することは不要とすることができる。	ただし、従前の緊急通行車両等事前届出を行った際、本号書類に該当する書類を提出していた場合は、改めて提出することは不要とすることができる。	【具体例】 ・防災業務計画等(当該指定行政機関が実施する災害応急対策に当該車両が従事することが読み取れる内容)の写し(抜粋可) ・指定行政機関等が、自らが実施する災害応急対策に当該車両が従事することを証した書類等	【具体例】 ・防災業務計画等(当該指定行政機関が実施する災害応急活動に当該車両が従事することが読み取れる内容)の写し(抜粋可) ・指定行政機関等が、自らが実施する災害応急対策に従事させることを証した書類等のいずれか	【具体例】 ・防災業務計画等(契約等の相手となる指定行政機関が実施する災害応急活動に当該車両が従事することが読み取れる内容)の写し(抜粋可) に加えて、 ・契約書・輸送協定書の写し ・指定行政機関等が当該事業者を災害応急対策に従事させることを証した書類等のいずれか	【具体例】 ・防災業務計画等(契約等の相手となる指定行政機関が実施する災害応急活動に当該車両が従事することが読み取れる内容)の写し(抜粋可) に加えて、 ・契約書・輸送協定書の写し ・指定行政機関等が当該事業者を災害応急対策に従事させることを証した書類等のいずれか	【具体例】 ・防災業務計画等(契約等の相手となる指定行政機関が実施する災害応急活動に当該車両が従事することが読み取れる内容)の写し(抜粋可) に加えて、 ・契約書・輸送協定書の写し ・指定行政機関等が当該事業者を災害応急対策に従事させることを証した書類等のいずれか	【具体例】 ・防災業務計画等(契約等の相手となる指定行政機関が実施する災害応急活動に当該車両が従事することが読み取れる内容)の写し(抜粋可) に加えて、 ・契約書・輸送協定書の写し ・指定行政機関等が当該事業者を災害応急対策に従事させることを証した書類等のいずれか
3 令第三十三条第二項の申出である場合にあつては、当該申出に係る車両が、法第五十条第二項の規定により災害応急対策を実施しなければならない者の車両であることを確かめるに足りる書類	第1号の書類(車検証の写し)をもって、本号書類とする。		第1号の書類(車検証の写し)をもって、本号書類とする。		必要		必要	
【当該書類としての判断基準】 指定行政機関等の車両であり、災害発生時に、実際に災害応急対策を実施するために使用される蓋然性が極めて高いものであることが確認できるかどうか				【具体例】 ・指定行政機関等の責任の下で作成された災害応急対策に使用する車両のリスト ・指定行政機関等が当該車両を災害応急対策に使用することを証した書類	※上記2号の書類に本号に必要とされる内容が記載されている場合は、2号書類は3号書類を兼ねているものとして取り扱うことができる。  ※ただし、従前の緊急通行車両等事前届出を行った際、本号書類に該当する書類を提出していた場合は、添付を不要とすることができる。		【具体例】 ・指定行政機関等の責任の下で作成された災害応急対策に使用する車両のリスト ・指定行政機関等が当該車両を災害応急対策に使用することを証した書類	※上記2号の書類に本号に必要とされる内容が記載されている場合は、2号書類は3号書類を兼ねているものとして取り扱うことができる。

標章及び証明書の交付後における記載事項変更、再交付、返納及び他の法律の申出を追加で受けた場合に係る考え方

△	1 記載事項変更の場合								
	標章			証明書					
変更事項	交付番号	登録（車両）番号	有効期限	交付番号	番号標に表示されている番号	車両の用途	活動地域	車両の使用者等	有効期限
対応方法	変更を想定しない	既に交付を受けた標章を提出させ、新たな標章を交付 なお、有効期限到来の場合は新たな確認申出により行うこと。また、通算5年を超える延長変更是認めない。	既に交付を受けた標章を提出させ、新たな標章を交付 なお、有効期限到来の場合は新たな確認申出により行うこと。また、通算5年を超える延長変更是認めない。	変更を想定しない	既に交付を受けた証明書を提出させ、新たな証明書を交付	既に交付を受けた標章を提出させ、新たな標章を交付 なお、有効期限到来の場合は新たな確認申出により行うこと。また、通算5年を超える延長変更是認めない			
必要書類		・緊急通行（輸送）車両確認標章・証明書記載事項変更届出書 ・自動車検査証又は軽自動車届出済証の写し	・緊急通行（輸送）車両確認標章・証明書記載事項変更届出書 ・有効期限を変更することを説明する書類 例：協定書等（有効期限が記載された内容を確認）		・緊急通行（輸送）車両確認標章・証明書記載事項変更届出書 ・自動車検査証又は軽自動車届出済証の写し	・緊急通行（輸送）車両確認標章・証明書記載事項変更届出書 ・車両の用途が変更された事項を確かめるに足りる書類 例：根拠となる法令に係る協定書等（車両の用途が記載された内容を確認）	・緊急通行（輸送）車両確認標章・証明書記載事項変更届出書 ・活動地域が変更された事項を確かめるに足りる書類 例：協定書等（活動地域が特定される記載があるもの）、活動地域が変更となつた経緯を記した書類	・緊急通行（輸送）車両確認標章・証明書記載事項変更届出書 ・車両の使用者等が変更された事項を確かめるに足りる書類 例：自動車検査証又は軽自動車届出済証の写し、協定書等の写し（車両の使用者等が記載された内容を確認）	・緊急通行（輸送）車両確認標章・証明書記載事項変更届出書 ・有効期限を変更することを説明する書類 例：協定書等（有効期限が記載された内容を確認）
有効期限はいつとするか		変更なし（標章及び証明書の交付を受けた有効期限と同じ）	変更あり（協定書等により新たな有効期限となる。）			変更なし（標章及び証明書の交付を受けた有効期限と同じ）			変更あり（協定書等により新たな有効期限となる。）
交付番号の変更の有無		変更なし（元の交付番号のままする。）				変更なし（元の交付番号のままする。）			
交付簿への記載要領		備考欄に記載事項変更の経緯を記載する。 例：令和●年●月●日、登録（車両）番号の変更を実施	備考欄に記載事項変更の経緯を記載する。 例：令和●年●月●日、有効期限の変更を実施		備考欄に記載事項変更の経緯を記載する。 例：令和●年●月●日、番号標に表示されている番号の変更を実施	備考欄に記載事項変更の経緯を記載する。 例：令和●年●月●日、車両の用途の変更を実施	備考欄に記載事項変更の経緯を記載する。 例：令和●年●月●日、活動地域の変更を実施	備考欄に記載事項変更の経緯を記載する。 例：令和●年●月●日、車両の使用者等の変更を実施	備考欄に記載事項変更の経緯を記載する。 例：令和●年●月●日、有効期限の変更を実施

△	2 再交付の場合								
	標章又は証明書のいずれかを亡失等した場合				両方を亡失等した場合				
種類	標章又は証明書のいずれかを亡失等した場合				両方を亡失等した場合				
対応方法	亡失等した標章又は証明書に代わる新たな標章又は証明書を交付				新たな標章及び証明書を交付				
必要書類	・緊急通行（輸送）車両確認標章・証明書再交付申出書 ・顛末書（遺失、盗難の場合は、所轄警察署への届出の事実のみで可） ・残存する標章又は証明書				・緊急通行（輸送）車両確認標章・証明書再交付申出書 ・顛末書（遺失、盗難の場合は、所轄警察署への届出の事実のみで可）				
有効期限はいつとするか	変更なし（標章及び証明書の交付を受けた有効期限と同じ）								
交付番号の変更の有無	変更あり（新しい交付番号にする。）								
交付簿への記載要領	再発行分について、新たに交付簿に登録して交付番号を付与するとともに、亡失等にかかる交付簿の備考欄には、その経緯を記載する。 例：令和●年●月●日、亡失のため再交付を実施								

△	3 返納の場合								
	対応方法	特になし							
必要書類	既に交付された標章及び証明書								
交付簿への記載要領	交付簿の備考欄にその経緯を記載する。 例：令和●年●月●日、返納								

※上記1～3の関係書類の保管、処分については、各都道府県警察において判断すること。

△	4 他の法律に基づく確認の申出を追加で受けた場合								
	標章・証明書を1本化する場合（大震法は証明書のみ）				別々に交付する場合（原則は1車両1標章で運用しており、個別の事情による例外的措置）				
対応方法	・申出者に理解を求め、可能な限り標章の一本化に努めることとする。 ・交付された標章及び証明書の返納を求め、新たな複数の法令に基づく申出として受け付け、標章及び証明書を交付。 ・添付書類は、原則として新規申出時と同様とするが、先に交付した標章等にかかる確認時に提出していた書類で確認すべき項目が満たされた場合は、添付書類を改めて提出することは不要とすることができる。 ・なお、記載事項変更による対応は、原則として行わないこととする。				既に交付された標章及び証明書に関係なく、加えて、新たな標章及び証明書を交付				
有効期限はいつとするか	一本化した標章・証明書の交付日から起算して、最大5年後とする。				新規の申出と同じ				
交付番号の変更の有無	変更あり（新たな交付番号とする。）				新たに交付する標章及び証明書は新たな交付番号とする。（既に交付された標章及び証明書の交付番号は変更する必要なし。）				
申出書証明書の車両の用途欄	・災対法第50条第1項に規定される災害応急対策、原災法第26条第1項に規定される緊急事態応急対策、国民保護法第2条第3項に規定される国民の保護のための措置のうちから該当するものを記載する。 ・なお、大震法については、申出書及び証明書とも独自のものとなるので、他の政令名を併記することが無いので注意を要する。				災対法第50条第1項に規定される災害応急対策、原災法第26条第1項に規定される緊急事態応急対策、国民保護法第2条第3項に規定される国民の保護のための措置のうちから該当するものを記載する。				
申出書証明書の備考欄	申出書及び証明書の根拠となる政令名の略称（災対法施行令、原災法施行令、国民保護法施行令）を併記する。 なお、大震法施行令については、申出書、証明書とも独自様式となり、他の政令名を併記することが無いので注意を要する。				申出の政令名を記載する。				
交付簿への記載要領	・災対法と兼ねる場合は、災対法の交付簿に記入し、備考欄にその他の法律（大震法を除く。）を兼ねるものであることを記載する。 ・大震法と兼ねる場合は、当該法律及び大震法の管理簿にそれぞれ記入し、それぞれの備考欄に他の法律を兼ねるものであることを記載する。 ・原災法と国民保護法の2つのみ兼ねる場合は、いずれか一方の交付簿のみ記載し、備考欄に他の法律を兼ねるものであることを記載する。				可能な限り、先に標章及び証明書を交付していた法律にかかる交付簿、新たに標章等を交付する法律にかかる交付簿の備考欄に、当該車両は複数の標章等の交付を行っていることが分かる内容を記載する。				